

社会福祉法人 自立の家 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年 11月 1日～令和3年 10月31日までの 2年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

●令和 元年 11月～ 制度に関するパンフレット、資料を社内に掲示、及び個別に社員に配布し、周知徹底を行う。

目標2：年次有給休暇の取得が少ない従業員に対する取得の促進に取り組む。

<対策>

●令和 元年 11月～ 従業員毎の取得状況を年次有給休暇管理簿にて管理し、取得が進んでいない従業員に対して、通知を発して取得を促す等、積極的に働きかけを行う。